

高山市選挙管理委員会告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

高山市選挙管理委員会
委員長 川 上 実

1 令和 8 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録されている者の数 68,132 人

2 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

条例の制定又は改廃の請求（地方自治法第 74 条第 1 項）	1,363 人
監査の請求（地方自治法第 75 条第 1 項）	
合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項）	

3 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

市議会の解散の請求（地方自治法第 76 条第 1 項）	22,711 人
市議会議員の解職の請求（地方自治法第 80 条第 1 項）	
市長の解職の請求（地方自治法第 81 条第 1 項）	
副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求（地方自治法第 86 条第 1 項）	
教育委員会の教育長又は委員の解職の請求（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項）	

4 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

合併協議会設置協議についての投票の請求（市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項、第 5 条第 15 項）	11,356 人
---	----------